

避難所における
新型コロナウイルス感染症
対策ガイドライン

(東京都避難所管理運営の指針別冊)

令和2年6月

東京都

目次

はじめに	1
第1章 避難者の受入れの基本的な考え方	2
第2章 事前対策	3
1. 感染防止に資する避難行動等の住民周知	3
2. より多くの避難先確保	5
(1) 指定避難先以外の区市町村施設の活用	5
(2) 避難先施設の更なる活用	5
(3) ホテル、旅館等を避難先として確保	5
(4) 都立施設の活用【主に風水害】	5
(5) 大型商業施設との連携【主に風水害】	5
3. 避難所内での感染症防止対策	6
(1) 滞在スペースの拡充に関する検討	6
(2) 避難所のレイアウト等の検討	6
① 検温・問診所の設置	6
② 濃厚接触者等の専用スペースの確保	6
③ 避難スペースのレイアウト	8
④ 専用スペースのレイアウト	9
⑤ 避難所内のゾーニング	10
(3) 避難所のルールの検討	10
(4) 感染症対策物資の確保	11
(5) 避難所運営の役割分担	11
(6) 緊急時対応や連絡先の整理	11
(7) 職員に対する研修・教育の実施	11
第3章 避難所開設・運営	12
1. 台風接近時の事前対策	12
2. 避難所の設営	12
(1) 避難所利用方針の共有	12
(2) 滞在スペースの設営	12
(3) ゾーニングの設定	12
(4) 消毒液・石けんの配置	12
(5) 専用ゴミ箱の設置	13
(6) ポスター等の掲示	13
(7) 検温・問診所の設置	13
(8) 避難者受付の設置	13

3. 避難者の受入	14
(1) 避難者受入方針の共有	14
(2) 必要な防護具の装着	15
(3) 避難者の受入手順	15
(4) 配慮が必要な方への対応	16
4. 避難所の運営	16
(1) 感染症対策の強化	16
(2) 定期的な換気	16
(3) 定期的な清掃・消毒	17
(4) 避難者及び運営スタッフの健康確認	17
(5) 濃厚接触者・発熱者等への対応	17
(6) 食事・物資等の配布	17
(7) 避難者情報の管理	18
(8) ごみ処理	18
(9) 感染者が確認された場合	18
5. 在宅被災者等への支援	18
6. 避難所閉鎖後の対応	18
資料	19
ゾーニングを中心とした避難所のレイアウト（例）	20
簡易問診票	21
感染を広げないための避難所のルール	22
専用スペースで生活されている方へのお願い	23

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない新規感染者が報告される中、大規模な地震や台風、豪雨などの風水害時には、多くの住民が避難する避難所が「3密」状態により感染が拡大する恐れがあることから、避難所における感染防止対策が重要です。

本ガイドラインでは、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として必要な対策を「事前対策」と「避難所の開設・運営」に分けてまとめました。

各区市町村においては、本ガイドラインを参考として、避難所における新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでください。

なお、風水害及び地震といった災害種別ごとに、避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）の開設及び運営方法が異なりますが、必要な対策は重複する部分も多いことから、概ね風水害時が一時避難、地震時が長期避難といった想定でまとめています。

本ガイドラインは、現時点の知見を反映したものであり、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

第1章 避難者の受入れの基本的な考え方

多くの住民が集まる避難所で感染が拡大することがないように、避難行動の住民周知、より多くの避難所の確保、避難所内での感染防止対策が求められています。

災害時には、咳・発熱等の症状があり、感染症の疑いのある方の避難が想定されます。また、新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者で検査結果待ちや陰性で健康観察中の方の避難も想定されます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者（以下、「感染者」という。）のうち病院に入院していない軽症・無症状者は、ホテル等宿泊施設での療養を基本としていますが、例外的に、家族等の状況等により、自宅で療養されている方もいます。

基本的には、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当ではありませんが、在宅避難ができないなど、一時的に一般の避難所で受け入れざるを得ない場合も考えられます。

自宅療養者、濃厚接触者、咳・発熱等の症状があり感染の疑いのある方と、一般避難者は分けて、別の避難所への受入れが望ましいですが、一般の避難所で受け入れる場合は、専用スペースの設定が必要です。

また、受入れに当たっては、自宅療養者、濃厚接触者等へ人権、プライバシーに最大限配慮することが必要です。

一般避難所での避難者の受入れの基本的な考え方は下表のとおりです。

区 分	基本的な対応
咳・発熱等の感染の疑いがある人	発熱者等専用スペースで受け入れます。 健康観察を行い、緊急性の高い症状がある場合には、医療機関等に搬送します。
濃厚接触者 (健康観察期間中)	濃厚接触者専用スペースで受け入れます。 症状が出現し感染が疑われる場合には、医療機関等へ受診させます。
自宅療養者	自宅療養者待機スペースに待機させて、保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設に入所を調整します。ただし、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、自宅療養者待機スペースで健康観察します。
上記以外の一般避難者	一般避難者用の避難スペースで受け入れます。ただし、妊産婦や障害者等の配慮が必要な方は、福祉スペースを設けて受け入れることも考慮します。

※自宅療養者のホテル等への入所は、区市町村から保健所経由で連絡を受けた都が調整を行います。

※自宅療養者や濃厚接触者の避難に関して、必要な情報共有については、区市町村と保健所で事前に整理しておきます。

第2章 事前対策

1. 感染防止に資する避難行動等の住民周知

避難所の3密（密閉、密集、密接）を防ぐため、住民に対し、避難所への避難だけでなく、避難行動には様々な種類があるという「分散避難」について理解していただく必要があります。また、災害種別ごとに避難先が異なる地域があることや、可能な場合、避難所以外への避難の検討を進めていただくため、広報紙や自治体ホームページ等を活用し、住民に周知します。

▼ 住民への周知内容例

避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要がない等、避難行動には様々な種類があることを理解しておきましょう。

□ 風水害時

台風等の風水害時には、区市町村からの避難情報等を確認の上、早めに避難しましょう。特に、高齢者等避難に時間がかかる方、又はこのような方と一緒に避難する方は、自らの避難行動について、早めに検討しましょう。

(避難方法に関する検討事項)

- ・ご自宅の場所のハザードマップを確認し、浸水又は土砂災害の危険がない場所に居住している方は、ご自宅に留まり安全を確保することも可能です（在宅避難）。
- ・ハザードエリア内に居住している方は、区市町村からの避難情報等に基づき、避難所などの安全な場所に避難をしてください。なお、避難情報の発令前に安全な場所にある親戚や知人宅に避難（縁故避難）する際は、避難先での新型コロナウイルスの感染リスクに十分配慮することが必要です。
- ・豪雨等により、屋外避難が危険な場合は、ご自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに十分堅牢なマンション・ビルなどの建物の上層階等の安全な場所があればそこに移動する（垂直避難）など、命を守るための最善の行動をとってください。

※「東京マイ・タイムライン」を活用し、ご家庭で避難行動を事前に検討しておきましょう。

□ 震災時

大規模な震災時には、避難生活が長期化することが予想されます。

避難生活での環境変化による体調不良を起こす方もいますので、自宅で居住継続が可能な場合は、「在宅避難」をしましょう。

そのため日頃から水や食料などの必要な物資を備蓄（最低3日間、1週間やその先も見据えた備え）をしておくことが重要です。

□ 避難所へ避難する際の備え

避難所に人が多く集まることで、新型コロナウイルスの感染が拡大するリスクがあります。そのため、避難所に避難する際にはマスクを着用する等、感染リスクに十分配慮するようお願いします。

また、避難所内での接触機会を減らすため、台風等の一時避難の際には、食料など必要な物資は各自で予め確保した上で避難をお願いします。

(避難所に行くときの持ち物)

区市町村の備蓄品には限りがあるので、次のものはできる限り持参しましょう。

例) マスク、消毒液、体温計、室内履き、筆記具、ビニール袋（外履き保管用）
常備薬等

□ 避難所以外での避難

避難所での感染リスクを避けるため、やむを得ず車等での一時避難（車中泊含む）を検討される場合は、台風時などの短期間で、かつ、車での移動が安全な場合に限定されるようお願いします。

またその際には、必ず事前にハザードマップで駐車場所の安全性を確認し、狭い車内で同じ姿勢が続くことなどによるエコノミークラス症候群等にご注意ください。

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は避難することが原則です。**

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。**
- **マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自ら携行して下さい。**
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。**
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。**やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認して下さい。**

内閣府（防災担当）・消防庁

今のうちに、
自宅が安全かどうかを確認しましょう!

QRコード
ハザードマップ 検索

避難行動判定フロー

スタート! あなたがとるべき避難行動は?

ハザードマップで自分の家があるか確認し、印をつけておきましょう。

ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するそれぞれの高、距離を色分けした地図です。念書されているようにも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか?

色がついていないけれど、周りより比べて高い土壌や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に早めに避難してください。

災害の危険があるので、原則として、自宅の外に避難が必要です。

浸水等の危険がある場合、①浸水により家財が損壊又は壊滅してしまう。②その高い区域の外側である。③浸水を避けるよりも高いところにいる。④家財などを失う恐れがある。水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

※土砂災害の危険があっても、十分な準備・マシンの点検・備蓄に付いては可能性を十分に確保することも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか?

安全な場所に住んでいて車を止められる機会や知人はいませんか?

安全な場所に住んでいて車を止められる機会や知人はいませんか?

避難レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう。お車から避難してきましょう。

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している指定避難場所等に避難しましょう。

避難レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう。お車から避難してきましょう。

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している指定避難場所等に避難してきましょう。

出典：内閣府防災ホームページ

2. より多くの避難先確保

避難所に多くの避難者が集まり、各避難所が過密になることで感染を拡大させないように、通常より多くの避難所を開設し、またそのためにより多くの避難先を確保する必要があります。

既に都や区市町村において検討が進んでいる内容も含め、より多くの避難先確保に向けた取組を行います。新たな避難先を確保した場合は、住民にも事前に周知します。

(1) 指定避難先以外の区市町村施設の活用

例：区市町村管理の一時滞在施設の使用、通常開設しない補完避難所の開設、区市町村管理の公民館や委託宿泊施設の活用

(2) 避難先施設の更なる活用

例：小中学校の体育館以外の教室や諸室等を活用

(3) ホテル、旅館等を避難先として確保

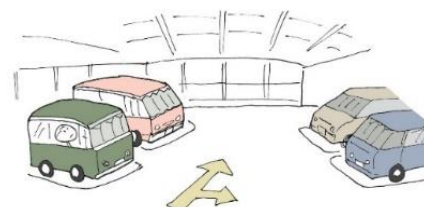
例：地域内の民間宿泊施設や大学の活用

(4) 都立施設の活用【主に風水害】

例：現在風水害時の避難先に指定されていない都立高校等の活用

(5) 大型商業施設との連携【主に風水害】

例：一時的な避難場所としての駐車場等の活用



※ホテル・旅館を避難先として活用する場合には、妊産婦、障害者等の要配慮者及びその家族を優先的に受け入れる等の検討をお願いします。

※ホテル・旅館を濃厚接触者専用の避難所として開設する場合には、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」に準じて行います。その前段階として、個人情報、連絡体制、療養支援内容等の具体的なルールが必要です。

※やむをえず車両避難を行っている方が避難所に来た場合は、保健師等の巡回や物資や食料配布の周知・配布方法の検討等を行います。

3. 避難所内での感染症防止対策

多くの住民が集まる避難所で感染を広げないため、事前に各避難所の施設管理者と受け入れ時の対応について検討します。

(1) 滞在スペースの拡充に関する検討

避難所が過密にならないように、可能な限り滞在スペースの拡充を図ります。

例えば、小中学校を避難所としている場合には、体育館以外の教室や他の諸室の活用も検討し、施設管理者と調整をします。

(2) 避難所のレイアウト等の検討

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所のレイアウト等を災害の種別ごとに検討し、専門家の確認を受けて、避難所施設利用計画図や滞在スペースのレイアウト図を作成して、あらかじめ避難所に備え置きます。

○ 避難所のレイアウト例（別紙1）

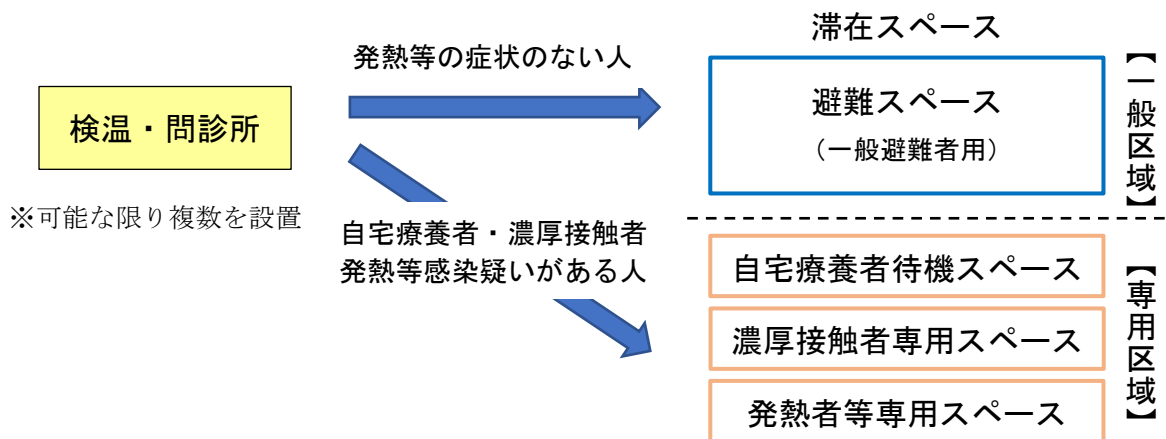
① 検温・問診所の設置

自宅療養者や濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いがある方と一般避難者が交わることがないように、避難所の外に検温・問診所を設置して滞在場所の振り分けを行います。ただし、風水害時は、屋外に設置することが適当でない場合もあります。

設置場所を検討して、避難所施設利用計画図に記載しておきます。

また、問診項目を決めておきます。

○ 簡易問診票（別紙2）

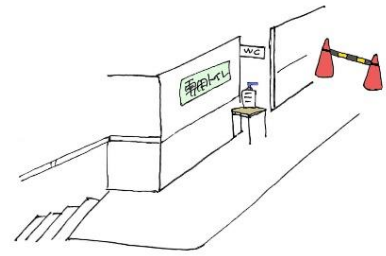


② 濃厚接触者等の専用スペースの確保

自宅療養者や濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いがある人は、それぞれの専用スペースと専用トイレ、専用階段を確保します。

専用階段の確保が難しい場合は、時間的分離や消毒等の工夫をした上で兼用することはできます。ただし、一般避難者と兼用することはできません。

また、専用トイレを設置することができない場合は、パーテーションやテント等で仕切って専用スペース内に簡易トイレを設置します。



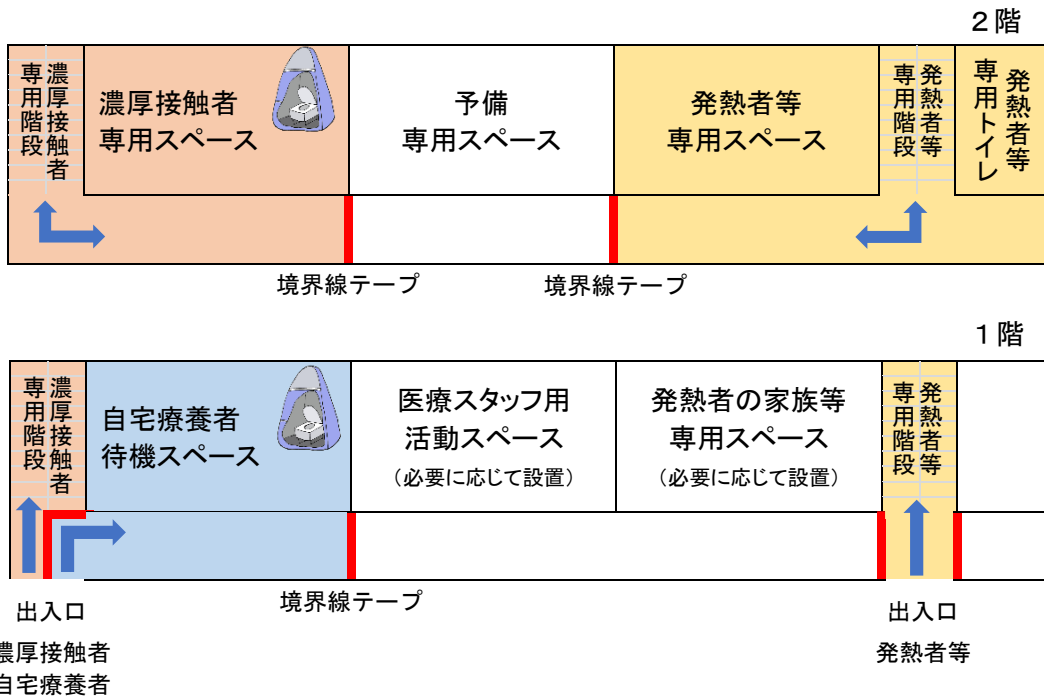
■ 専用スペースの種類

- 自宅療養者待機スペース
- 濃厚接触者専用スペース
- 発熱者等専用スペース

※自宅療養者は、原則、保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設に移動してもらいますが、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、避難所で一時滞在する場合があります。

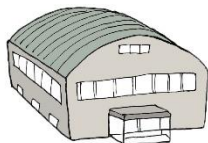
※必要に応じて、発熱者の家族及び同居者用の専用スペースの確保も検討します。

専用スペースのゾーニング（例）



専用スペースは、一般避難者とは建物や階層を分ける工夫をするなど、トイレや手洗い等などの動線についても重複せず完全に分離するようにします。

体育館



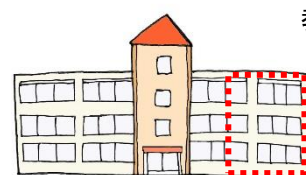
一般避難者ゾーン

教室



一般避難者ゾーン

教室



濃厚接触者等ゾーン

(留意事項)

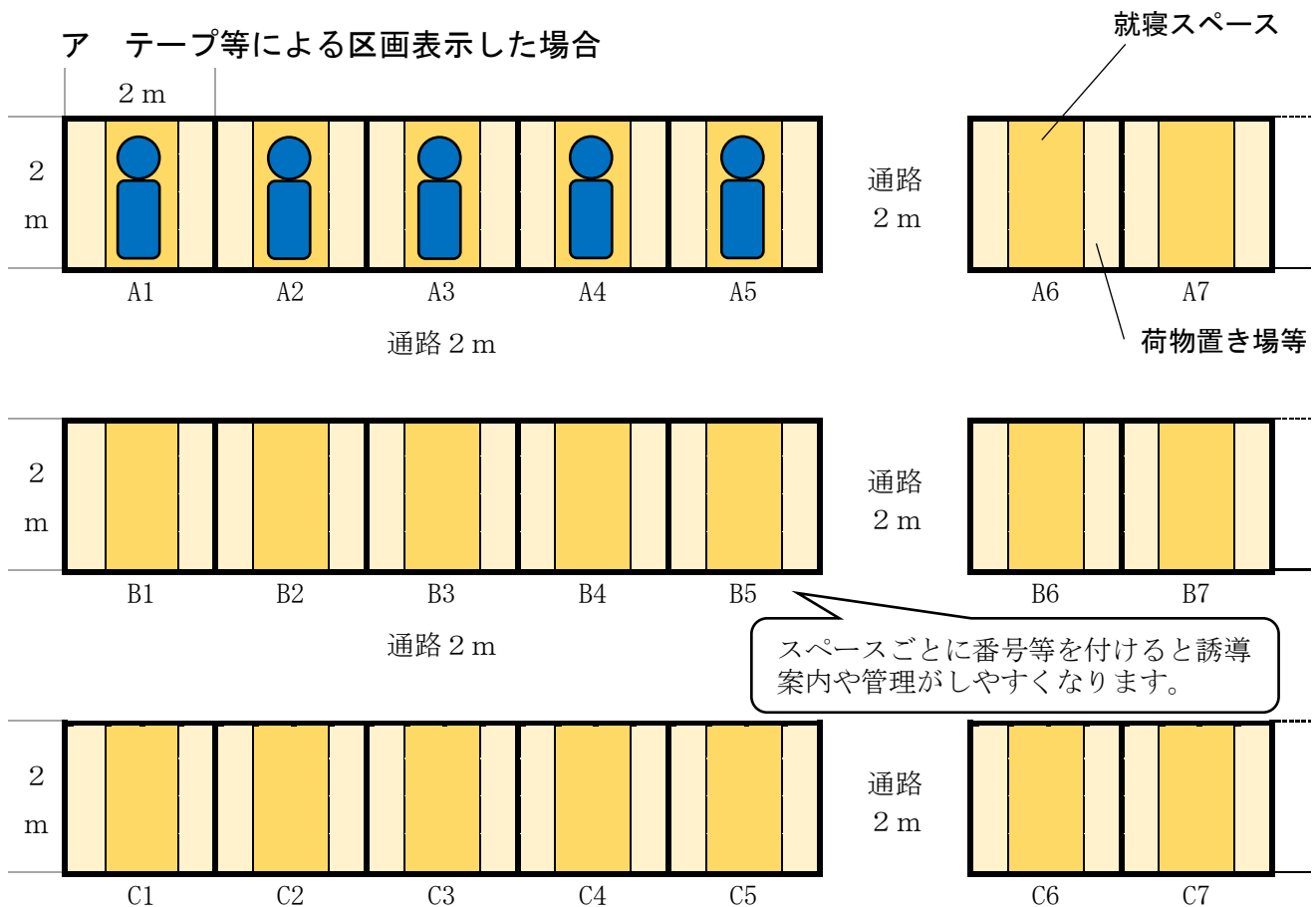
- ・河川の氾濫が予想される場合に避難先を浸水想定区域内に設置する場合には、浸水が予想される高さ以上に専用スペースを設けます。
- ・施設内に、専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確認できない場合は、濃厚接触者等の専用避難所を別途開設することも検討します。

③ 避難スペースのレイアウト

一般避難者用の避難スペースは、通路幅を1～2m確保できるように避難スペースのレイアウトを検討します。また、避難スペースのレイアウトを考慮して、各スペースの収容可能人数と避難所全体の収容可能人数も把握します。

検討結果は、避難スペースレイアウト図としてまとめて、避難所に備え置きます。
※人と人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごすことが望ましいです。

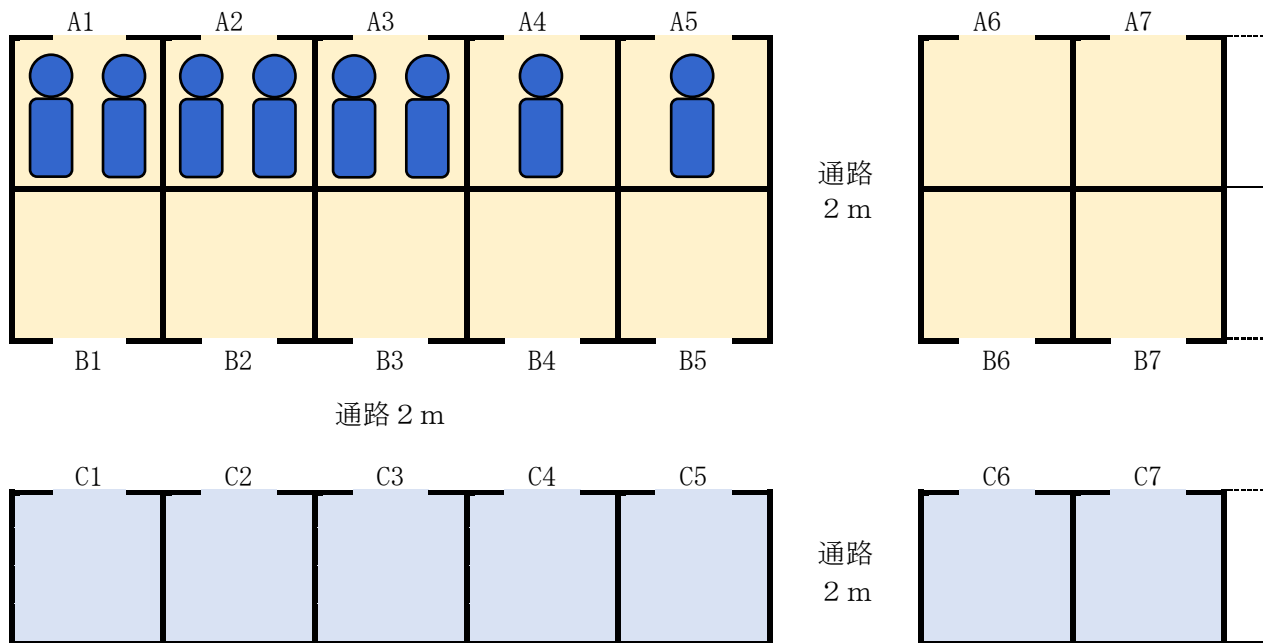
避難スペースのレイアウト（例）



(考え方)

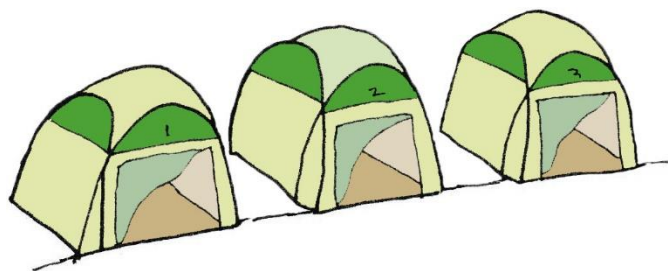
※避難者1人分のスペースの中央を就寝スペースとし、両側を荷物置き場等にする
ことで隣との間隔を1m確保します。

イ パーテーションやテントを活用した場合



※パーテーションを利用した場合、少なくとも座位で口元よりも高いパーテーションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましいです。

※テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいですが、熱中症対策が必要なおときには、取り外します。



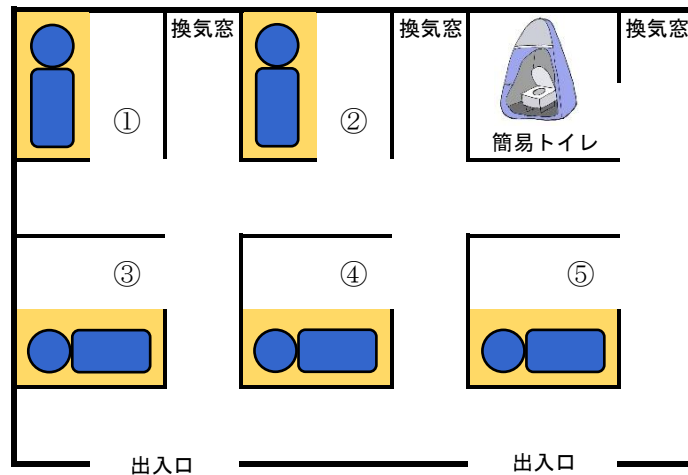
④ 専用スペースのレイアウト

避難所にあるパーテーションなど備蓄品を考慮して、専用スペースのレイアウトを検討します。

専用スペースは可能な限り避難者ごとに個室が望ましいですが、やむを得ず同じ兆候・症状の人を同室にする場合は、パーテーションで区切るなど工夫します。

検討結果は、専用スペースレイアウト図としてまとめて、避難所に備え置きます。

専用スペースのレイアウト（例）



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーテーションとし、プライバシーを確保する高さが望ましい。また、換気を考慮して、より高いものの方が望ましいです。

⑤ 避難所内のゾーニング

感染拡大防止のためには、清潔な領域（一般区域）とウイルスによって汚染又は汚染されている恐れがある領域（専用区域）を明確に区別することが重要です。

自宅療養者、濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いがある人が使用する専用スペース等の空間や動線は「専用区域」とし、一般避難者の避難スペース等の空間や動線は「一般区域」としてゾーニングします。

専用区域は、必要な防護具を装着した人だけが活動することができ、一般区域と専用区域は間仕切り等で区切ります。

避難所施設利用計画図に、一般区域と専用区域を色分けして明示しておきます。

（3）避難所のルールの検討

避難所内での感染拡大を防ぐために、避難者に守ってもらうルールを事前に決めておきます。

決まった避難所のルールは、避難者に周知するために入口や避難スペース等に掲出できるように準備しておきます。

- 避難所の共通ルール（別紙3）
- 専用スペースの避難者向けルール（別紙4）



(4) 感染症対策物資の確保

感染症対策に必要な物資と必要数を把握して、備蓄等を検討します。

■ 感染症対策に必要な物資（例）

健康管理用	非接触型体温計
消 毒 用	石けん、消毒液（70%以上エタノール）、ペーパータオル
個人防護具	マスク、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、使い捨てゴム手袋、ガウン
そ の 他	パーテーション又は間仕切り、段ボールベッド、簡易テント、簡易トイレ、養生テープ（区画用）、透明シート等による間仕切り（受付用）、蓋つき又はペダル式ゴミ箱、扇風機（換気用）、ゴミ袋

(5) 避難所運営の役割分担

避難所運営を担う区市町村、地域住民、施設管理者等の役割分担を決めておくことが望ましいです。

例えば、感染リスクが高い濃厚接触者や発熱等の感染の疑いがある人への対応は、医療従事者や必要な知識を有する区市町村の職員等で対応し、感染リスクの低い一般避難者への対応は、地域住民に委ねるなどの役割分担をします。

なお、重症化リスクの高い基礎疾患のある方や高齢者等は、避難者と対面するような感染リスクの高い業務にはつかないように留意します。

(6) 緊急時対応や連絡先の整理

避難所内で感染の疑いのある避難者が発生した場合や緊急性の高い症状が確認された場合には、必要な手順や連絡先を整理しておきます。

例)

- ① あらかじめ、各避難所に統一した報告様式を配布しておく。
- ② 症状別に避難所ごとに数を集計する。
- ③ 区市町村の災害対策本部に同一報告様式で報告する。
- ④ 災害対策本部は集約した情報を整理したうえで保健所または医療班、災害医療コーディネーターに提供し、優先順位を考慮して医療班や資源の提供先を決め対応する。

また、感染の疑いがある避難者が滞在していた箇所の消毒対応等について、関係部署間で確認しておきます。

(7) 職員に対する研修・教育の実施

避難所の開設・運営に関係する職員に対して、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所運営の手順や感染症に関する知識・技術を習得する研修を実施します。

第3章 避難所開設・運営

1. 台風接近時の事前対策

東京に台風の接近が予想され、区市町村が避難情報を発令する可能性があるると判断した場合には、事前に次の対策を行います。

(避難対策)

- 感染防止に資する避難行動等を改めて住民に周知します。
- 自宅療養者や濃厚接触者に、在宅避難を前提にハザードマップの周知や避難所等の情報提供を行います。

(避難所対策)

- 多くの避難先を確保し、新しい避難先を住民に周知します。
- 備蓄がない新しい避難先には、感染症対策に必要な物資を含め、避難所運営に必要な物資を準備します。
- 避難所を設営し、避難者をすぐに受け入れられる態勢を整えます。

2. 避難所の設営

(1) 避難所利用方針の共有

避難所運営スタッフを集めて、事前に作成した避難所施設利用計画図を用いて、滞在スペースの設営場所や、一般区域と専用区域のゾーニング等を確認します。

(2) 滞在スペースの設営

事前に作成した避難スペースや専用スペースのレイアウト図をもとにそれぞれ滞在スペースを設営し、区画ごとに番号をつけます。

また、各専用スペースの設営時に、専用トイレや専用階段等がわかる案内表示や他の専用ゾーンとの境界がわかるように境界線テープを貼るなどします。

(3) ゾーニングの設定

一般区域と専用区域を明確に区分けするために、一般区域と専用区域は間仕切り等で区切り、ゾーニングがわかるように案内表示をします。

(4) 消毒液・石けんの配置

手指消毒液を、避難所の出入口や各滞在スペースの出入口、トイレの近く等の複数の場所に置きます。また、石けんを手洗い場等に置きます。

(5) 専用ゴミ箱の設置

各専用スペース（部屋）から離れた専用ゾーン内に、蓋つき又はペダル式の専用のごみ箱を設置します。



(6) ポスター等の掲示

避難者に、感染を広げないための避難所のルール等を周知するために、避難者の目につく避難所の出入口や滞在スペース等にポスターを掲示します。

- 避難所の共通ルール（別紙3）
- 専用スペースの避難者向けルール（別紙4）
- 首相官邸ホームページに掲載されている感染症対策のチラシ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>



出典：首相官邸ホームページ

(7) 検温・問診所の設置

避難所施設利用計画図で事前に決めている設置場所に、非接触型体温計や問診票など必要な物資を準備して検温・問診所を設置します。

(8) 避難者受付の設置

避難所施設利用計画図で事前に決めている設置場所に、透明なシート等による間仕切りや避難所施設案内図など必要な物資を準備して避難者受付を設置します。

また受付が密集しないように、受付から少し離れた場所に、避難者カードや筆記具を準備して、避難者カード記入台を設置します。

避難所に到着してから避難者受付までの流れ



飛沫感染防止のため、できるだけアナウンスせずに避難者を誘導案内できるように、案内表示板を準備しておきましょう。

3. 避難者の受入

(1) 避難者受入方針の共有

避難所運営スタッフを集めて、濃厚接触者等が避難してきた場合の対応や発熱等のない一般避難者をどこの避難スペースから優先的に受け入れるかなどの受入方針を共有します。

また、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の必要な対応であること、また、それぞれのプライバシーを守ることを徹底します。

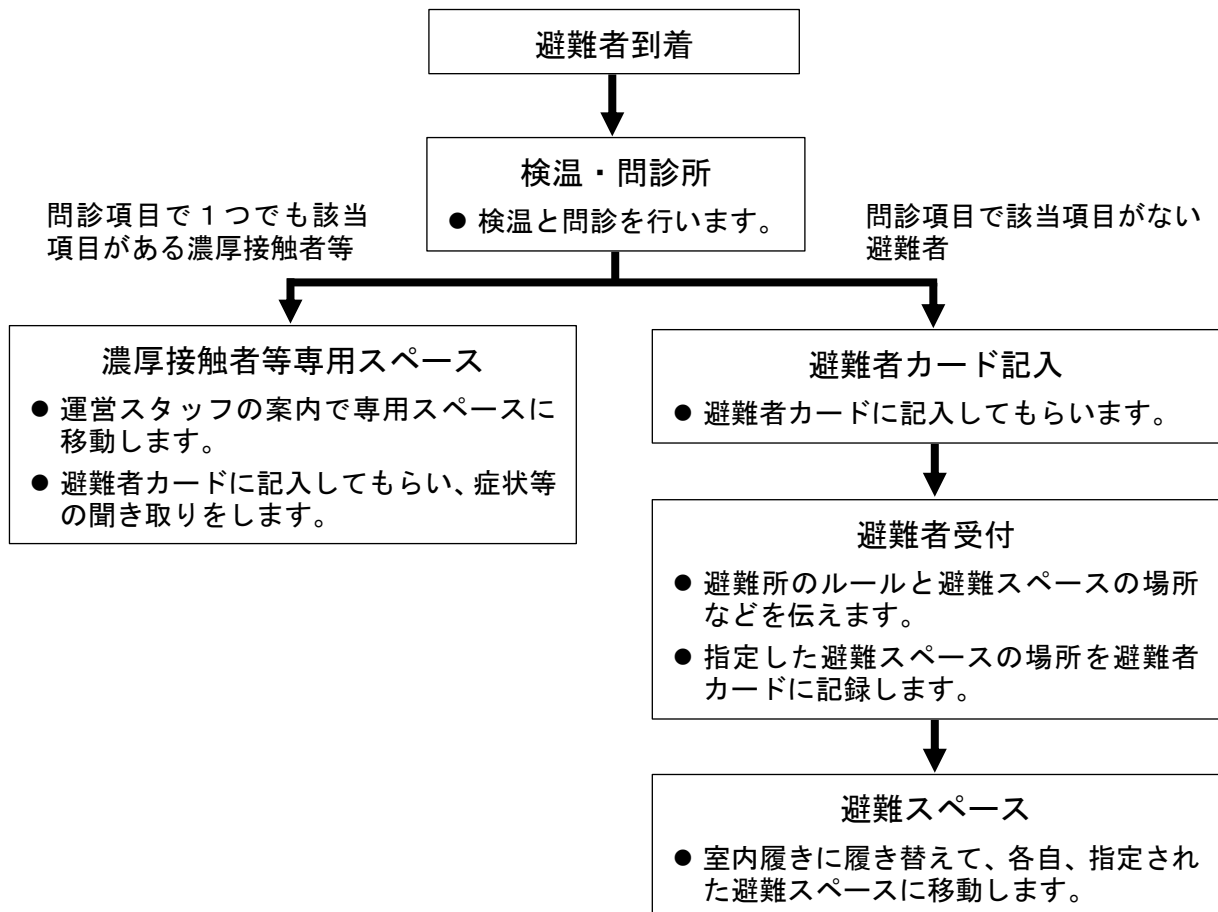
(2) 必要な防護具の装着

避難者受入時の役割分担をして、活動場所ごとに必要な防護具を装着します。
また、こまめに手洗いや手指消毒をします。

■ 活動場所別の必要な防護具

検温・問診所で活動する人	マスク、ゴム手袋、眼の防護具
専用区域で活動する人 (濃厚接触者等の受入等)	
一般区域で活動する人 (避難者受付・誘導等)	マスク、ゴム手袋 ※受付に透明なシートの間仕切りがない場合は、 眼の防護具を装着します。

(3) 避難者の受入手順



便利グッズ



避難スペース案内カード

避難スペース案内カードは、表に「避難者」、裏に避難スペースの場所を書いておくと、避難スペースの誘導が容易になります。また、避難所内では常時首から下げておくことで登録した避難者と識別することができ、防犯上も役立ちます。

避難者受入時の留意事項

- ・それぞれの場所で、密にならないように必要に応じて待機位置の指定を行うなどにより、避難者間に適切な距離を確保できるように配慮します。
- ・避難者カード記入用の筆記具は、定期的に消毒します。
- ・災害の発生又は発生する危険が差し迫っている場合は、災害から命を守ることを最優先し、受入手順を簡素化して実施するなどします。

(4) 配慮が必要な方への対応

避難所において、高齢者、障害者、外国人、女性、子供など、様々な配慮が必要な方については、本人や家族から丁寧に話を聞き、健康状態等を的確に把握することで、感染症拡大防止を図りつつ、支援に繋げていくことが重要です。

特に、聴覚障害者と接するときには、障害者からの求めに応じて、口の形を読みやすいように工夫するなど、柔軟に対応します（合理的配慮の提供）。

その他、コミュニケーションに配慮が必要な方々に対して、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ及び分かりやすい表現等による情報の提供が求められます。

4. 避難所の運営

(1) 感染症対策の強化

避難所運営組織には、感染症予防を担当する「保健衛生班」が設置されているところも多くありますが、避難所での感染拡大防止には感染症への対応を強化することが必要です。

現在ある感染症予防を担当する班では、保健所等の助言を受けながら専用区域の濃厚接触者等への対応や避難所内の消毒など感染症対策全般を担うことができるように、あらかじめ準備しておくことが望ましいでしょう。

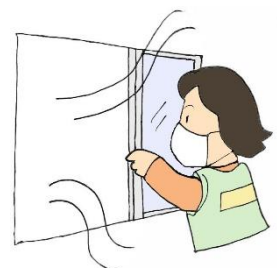
(2) 定期的な換気

避難所内の十分な換気に努めます。

風の流れることができるように、2方向の窓を開放し、30分に一回以上、数分間程度、窓を全開して換気します。

窓が一つしかない場合は、ドアを開けます。換気扇や扇風機を併用すると、換気の効果は向上します。

気候、天候や部屋の配置などにより異なることから、必要に応じて換気方法について保健福祉部局や保健所と相談します。



(3) 定期的な清掃・消毒

避難所内の物品や施設内は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、消毒薬や家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。

特に、手すりやドアノブ、トイレなど共用部分は、毎日時間を決めて定期的に消毒します。

掃除、消毒のときは、マスク、眼の防護具、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てゴム手袋も可）、エプロンまたはガウンを装着します。



(4) 避難者及び運営スタッフの健康確認

避難者及び運営スタッフに体調チェック表を配布するなどして、毎日、自己チェックを行います。また、保健師等に健康相談しやすい環境を整えます。

避難者で発熱や体調不良がある人は、運営スタッフに申し出て、症状に応じて発熱者等専用スペース等に移すなどの対応をします。

運営スタッフで症状がある場合は、避難所運営組織に速やかに報告し、症状が改善するまで業務から離れるように配慮します。



(5) 濃厚接触者・発熱者等への対応

濃厚接触者や咳・発熱等の感染の疑いがある人の健康観察は、保健所や医療救護班等と連携し、必要時に医療機関への受診をすみやかに実施していきます。

(参考) 令和2年4月27日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625758.pdf>

(6) 食事・物資等の配布

食事や物資等の配布は、避難者が取りに来る方法とする場合、混雑を防止するため配布場所を複数設けたり、配布するタイミングを部屋ごとに分散するなどの工夫をします。

なお、移動が困難な障害者や高齢者等もいるので、その場合には運営スタッフ等が直接配布します。

ただし、濃厚接触者や咳・発熱等の感染の疑いがある人への食事の受け渡しは、直接行わず、専用スペース前などに置いて渡す方法とします。



(7) 避難者情報の管理

避難所で感染者が発生した場合に備えて、避難者カード等の避難者の情報は、感染の追跡調査に備えて退所後一定期間（少なくとも2週間以上）保管します。

避難者の情報には、濃厚接触者を後追いできるように、入退所日や滞在スペースの場所も記録しておきます。

(8) ごみ処理

専用区域で発生したごみは、ごみ袋を2重にして一般のごみとして廃棄します。ただし、専用区域で活動する人が装着したマスク等の防護具は、感染性廃棄物に準じて廃棄します。

ごみ処理を行うときは、マスク、眼の防護具、掃除用手袋、ガウン（ごみ袋での手作り、カップでの代用も可）を装着します。



(9) 感染者が確認された場合

感染者が確認された場合、保健所の指示により、施設の消毒や避難者を他の場所に移動等させるなどの対応をします。また、必要に応じて同じ滞在スペースにいた避難者の健康観察を実施します。

5. 在宅被災者等への支援

避難生活が長期化した場合は、在宅被災者や避難所外被災者に対して、食料や物資を必要としている人には、避難所を拠点に食料や物資等の配布や健康相談などの支援を行います。

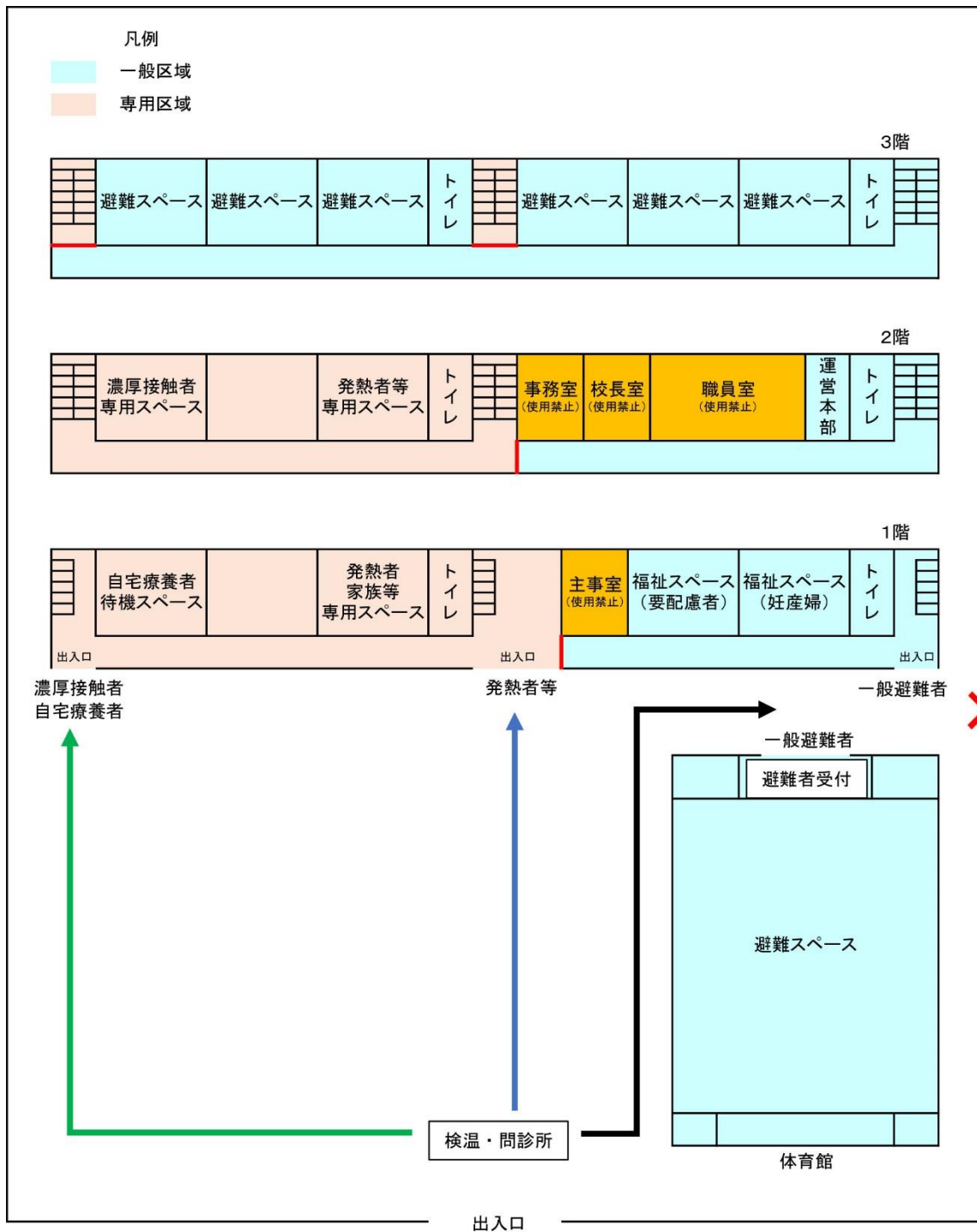
物資等の配布を行う場合、例えば、避難所が混雑しないように、避難所周辺の地域内に物資配布場所を確保して配布するなどの工夫をします。

6. 避難所閉鎖後の対応

施設管理者や保健所と相談を行い、避難所内の必要箇所の消毒及び換気を実施した上で、原状回復を行います。

資 料

ゾーニングを中心とした避難所のレイアウト（例）



門が複数ある場合には、滞在スペースの振り分けを行うために開放する門は1カ所に限定します。

簡易問診票

以下の項目を確認して、
当てはまる項目を指してください。

- 陽性者で自宅療養中ですか？
- 濃厚接触者で健康観察中ですか？
- (咳・発熱等)
- 37.5℃以上の発熱がありますか？
- 息苦しさはありますか？
- 味や臭いを感じられない状態ですか？
- 咳がありますか？ ※喘息の方は除きます。
- 倦怠感がありますか？
- その他（頭痛、下痢、結膜炎等の症状）

上記で1つでも該当する方は、専用スペースへ

-
- 上記に該当する症状等はありません

感染を広げないための避難所のルール

感染症対策にご協力をお願いします。

- 避難所内ではマスクを着用しましょう。

※マスクが常時着用できない乳幼児など
もいますので、配慮をお願いします。



- 避難所内は感染予防のため、土足禁止です。室内履きに履き替えましょう。
- 避難スペースに入る前には、消毒液で手指の消毒をしましょう。
- 食事の前やトイレに行った後は、石けんで手を洗い、消毒液で消毒をしましょう。
- 関係者以外は、専用区域には立ち入らないでください。
- 毎日、健康状態を自己チェックし、咳や発熱があるなど、少しでも体調が悪い方は運営スタッフにお知らせください。



感染拡大防止にご協力いただいている専用区域の避難者への人権に配慮した行動をお願いします。

専用スペースで生活されている方へのお願い

避難所での感染拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。

専用スペースでの生活では、以下のことにご協力をお願いします。

- 体調が悪化した場合は、すぐに運営スタッフに申し出てください。
- 毎日、朝と夕に健康状態を確認します。
- 原則専用スペース内に留まってください。万が一、専用スペースを出るときは運営スタッフに声をかけ、マスクを着用し、他の避難者とソーシャルディスタンスを確保してなるべく接触を避けてください。元のスペースに戻る際には、必ず石けんで手洗いをするか、消毒液で手指消毒をします。
- トイレは、専用トイレ以外は使用しないでください。使用後は、便座などを消毒してください。
- 生活スペースの清掃は、各自行ってください。
- ごみは、専用ゾーン内の専用ごみ箱に分別して廃棄してください。
- 家族を含めて、来訪者と面会を行わないでください。
- 避難所を退所する場合は、運営スタッフにご相談ください。
- 避難所の利用にあたっては、運営スタッフの指示に従ってください。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
(東京都避難所管理運営の指針別冊)

令和2年6月発行

編集 公益財団法人 市民防災研究所
東京都江東区大島四丁目5番14号
電話 03(3682)1090

発行 東京都福祉保健局 少子社会対策部 計画課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)4113